

R 6 池田支援学校美馬分校 体育館空調設備新設工事

通し番号	図面番号	図面名	縮尺	通し番号	図面番号	図面名	縮尺
0 1	共-0 0	表紙・図面目録	NON	0 7	C-0 1	付近見取図・配置図	1/600
0 2	共-0 1	營繕工事共通仕様書(1)	NON	0 8	C-0 2	空調設備機器表・空調系統図	NON
0 3	共-0 2	營繕工事共通仕様書(2)	NON	0 9	C-0 3	空調配管図	1/100
0 4	共-0 3	營繕工事共通仕様書(3)	NON	1 0	C-0 4	立面図	1/150
0 5	機特-0 1	機械設備工事特記仕様書(1)	NON	1 1	C-0 5	空調制御配線図	1/100
0 6	機特-0 2	機械設備工事特記仕様書(2)	NON	1 2	C-0 6	ガス配管図	1/50
				1 3	C-0 7	電気設備図(1)	1/200
				1 4	C-0 8	電気設備図(2)	1/100
				1 5	C-0 9	フェンス詳細図(参考図)	1/50
				1 6	C-1 0	仮設計画図	1/100
				1 7	C-1 1	支障物件確認図	1/150
				1 8	C-1 2	工事工程表(参考)	NON

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

徳島県教育委員会施設整備課	●工事名	R 6 池田支援学校美馬分校 体育館空調設備新設工事	●図面番号	共-0 0	株式会社 協和設備コンサルタント 建設設備士登録番号 第61F1-0325Y 坂東芳弘 〒770-0854 TEL:088-624-3477 (代) 徳島市徳島本町2丁目40番地 FAX:088-624-3488
	●図面名	表紙・図面目録	●縮尺	NON	

I. 工事概要

1. 工事名称

R 6 池田支援学校美馬分校 体育館空調設備新設工事

2. 工事場所

美馬市美馬町大宮西

3. 建物概要

建物名称	体育館棟		
構造・規模	R C 造 屋根部鉄骨造 — (m2)	敷地面積	836 (m2)
消防法施行令別表第1の区分			7項

4. 工事種目

種目	工事概要
空気調和設備	図示ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の新設工事一式
ガス設備	図示 L P ガス設備の新設工事一式
電気工事	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機新設に伴う電気工事一式

5. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。

II. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

図書名	備考
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	令和4年版
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	令和4年版
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	令和4年版
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	令和4年版
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	令和4年版
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	令和4年版
建築工事標準詳細図	令和4年版
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	令和4年版
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	令和4年版
敷地調査共通仕様書	令和4年版
木造建築工事標準仕様書	令和4年版
建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説	令和5年版

また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

建築工事監理指針	令和4年版
建築改修工事監理指針	令和4年版
電気設備工事監理指針	令和4年版
機械設備工事監理指針	令和4年版

以下「監理指針」という。

2. 優先順位

- 設計図書の優先順位は、次の順とする。
(1) 質問回答書 (②から⑤に対するもの)
(2) 補足説明書
(3) 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）
(4) 図面
(5) 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- (1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリソ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。
・受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
・訂正時は、適宜とする。
なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時としゅん工時の間に14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。
なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

6. 施工計画書等

- (1) 施工に先立ち、実施工業表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。
(2) 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
(3) 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- (1) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
(2) 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

8. 施工体制台帳及び施工体系図

- (1) 施工体制台帳の作成
受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
(2) 施工体系図の作成及び掲示
受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

9. 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

10. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

11. 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならぬ。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

12. 再下請負通知書の提出

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

13. 電気保安技術者等

- (1) 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。

14. 工事用電力設備の保安責任者

受注者は、工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

15. 施工中の安全確保

(1) 工事関係図及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。

(2) 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

(3) 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。

(4) 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。

(5) 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

(6) 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

(7) 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならぬ。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告とともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担での都度補修又は補償すること。

(8) 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

(9) 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(10) 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

(11) 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

(12) 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

(13) 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

(14) 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

(15) 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

(16) 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

(17) 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時ににおいて、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

(18) 作業にあたって労働災害・公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

(19) 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。

(20) 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

(21) 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水管の止水状況を確認とともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

16. 交通安全管理

1. 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

2. 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に留意し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと。

22. 完成図等

- (1) 電子納品：対象
(2) 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。
(3) 提出書類
・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
・工事写真（電子データ2部）
・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
・保全に関する資料
・その他監督員の指示する図書（必要部数）
(4) しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。
(5) 工事写真的電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。
(6) 工事写真的撮影は、国土交通省大臣官房官庁常総部監修「常総工事写真撮影要領」によること。

区分	サイズ
着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ
施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ

- (7) 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
(8) 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映せること。

23. デジタル工事写真的小黒板情報電子化

- (1) 受注者は、デジタル工事写真的小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真的小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
(2) 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真的小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

24. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものも含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約款 第55条）
(1) 対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
(2) 付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事　・コンクリート躯体工事　・屋外付帯工事
・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
(3) 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。
また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
(4) 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
(5) その他
・付保する時期以降に出来高払を行なう場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

25. 公共事業労務費調査

- (1) 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力をわなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
(2) 調査票等を提出した事業者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
(3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならぬ。
(4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

26. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- (1) 受注者は、工事の施工に際し、暴力団からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
(2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。
(3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
(4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負契約」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
(5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
(6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

徳島県教育委員会施設整備課

●工事名 R 6池田支援学校美馬分校 体育館空調設備新設工事

●図面番号 共-03

株式会社 協和設備コンサルタント

建築設備士登録番号 第61F1-0325Y 坂東芳弘

〒770-0854 TEL:088-624-3477 (代)

徳島市徳島本町2丁目4番地 FAX:088-624-3488

●図面名 営繕工事共通仕様書 (3)

●縮尺 N O N

III. 機械設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1>1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
- (2) 官公署その他への届出手続等を行なうにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るためにの作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定種職、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定種	技 能 檢 定 作 業
仮設	とび	・とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート	・コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工事作業
防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シリシング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・タイル張り作業
木	建築大工	・大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・内外板金作業 ・かわらぶき
金属	建築板金	・内外板金作業
左官	左官	・左官作業
建具	建具製作	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業 ・アルミ製室内建具製作作業
サッシ施工	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
ガラス施工	ガラス工事作業	・ガラス工事作業
塗装	塗装	・建築塗装作業
内装	内装仕上げ	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業
	施工	・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業
表装	表装	・表具作業 ・壁装作業
配管	配管	・建築配管作業
植栽	造園	・造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和 機器施工	・冷凍空気調和機器施工作業

(注) 表中の印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 施工条件その他

- (1) 施工条件は次による。
 - ①工事工程に関すること
 - 現場の着手に当たり、マスター工事表を作成し、学校管理者・発注者・受注者の3者で情報を共有すること。
なお、完成したマスター工事表は適宜フォローアップを実施し、最終工事表を竣工書類に記載すること。
 - 実施工程表は、マスター工事表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、工事関係者（発注者の監督員、学校管理者）へ提出し、承認を得ること。
 - ②工事現場の状況・施工上の制約等に関すること
 - 本工事は、学校を使用しながらの工事となることから、学校運営に影響を及ぼす資機材の搬入・搬出、施設の停電、断水等を伴う工事は、事前に学校管理者にその概要を説明し、承諾を得ること。
 - 学校運営の状況により施工時期が制限される場合があるので、学校管理者との調整・情報共有を適宜行い、工程の遅延防止等に努めること。
 - 工事対象施設内では、工事区域外への無用な立入りは厳しく禁ずるものとする。
 - ③施工計画・施工図等に関すること
 - 現場着手前に工事範囲について入念な現地調査を行うと共に、学校管理者へのヒアリングを行う等し、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。
 - ④工事完成後の維持管理に関すること
 - 本工事において新設される空調機器については、商用停電時において自立運転可能な製品であり、また、自立運転に伴い得られる余剰電力を有効活用するため、アリーナ内にコンセントを設けることとしている。
受注者は、工事完成に際し、これらの内容（空調機器の操作方法やコンセントの使用方法）を、学校関係者に説明すると共に維持管理に必要な資料を整備の上、完成図書に記載すること。
 - 本工事において新設される空調機器については、平時はもとより非常時ににおいて稼働することが必須条件である。このため、機器の定期的な点検（整備）を実施することが重要であり、機器の耐用年数（寿命）を延ばすことにも繋がるものと考えていることから、受注者は、本工事において新設する空調機器の定期点検に関する概要や必要経費を資料に取りまとめ、完成図書に記載すること。
- (2) その他留意事項は次による。
 - ①本設計図に示す空調操作線系統図や電気設備図（電源系統図）により、製造者を限定するものではない。
 - ②受注者は、契約後速やかに本設計図に示す空調能力・仕様を満たす機器を選定し、納入仕様書を監督員に提出の上、承認を得るものとする。
なお、採用機器決定に伴い、本設計図との配線種別や本数等の相違、機材の追加等が生じた場合における数量等の変更（設計変更）は原則行わないものとする。

4. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕<1>1.3.9「発生材の処理等」により行う。

- (1) 産業廃棄物の処理
産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (区分)	優良	所 在 地 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート(有筋)	共同企業体四国アスコン (前田道路株式会社、南建設株式会社)		美馬市美馬町上野48-1 美馬市美馬町上野48-2, 49-2	5.3	3,000	t
廃プラスチック	㈱リリース		三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2 三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2	15.5	16,000	m3

(注) 表中の「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者（以下「優良産業廃棄物業者」という。）」であることを示す。

- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求める、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が優良産業廃棄物業者に認定されているとき、処分場を変更する場合は、原則として優良産業廃棄物業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業廃棄物業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

(2) 建設発生土の処理

- ・構外に搬出し適切に処理 ※土壤検査を本工事で（・行う（1箇所）・行わない）・構内敷きならし
- ・構内の指示場所（図示）に集積
- なお、民間の残土処分場へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
【最終処分場の指定】※残土搬入前に下記処分場へ問合せ、受け入れの可否について確認すること。
- ・処分場名：・所在地：
・処分単価（税抜）：・運搬距離：

(3) 有価材の処理

- ①有価材（・鉄骨・軽量鉄骨・アルミサッシ・スチールサッシ）
- ②古物商で適切に処理すること。

5. 機材の品質等

- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承認を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承認を受ける。
 - ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - ⑤販売・保守等の営業体制を整えていること。

品目	機材名・注記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー（簡易貯流ボイラー含む）、鉄製ボイラー（鉄製簡易ボイラー含む） 鋼製小型ボイラー（小型貯流ボイラー含む）、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鉄製）、無圧式温水発生機（鋼製・鉄製）
冷凍機	チーリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニット含む）、吸収冷温水機 吸収冷温水ユニット、遠心冷凍機
冷却塔	冷却塔
空気調和機	ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット（カセット形含む） コンパクト形空気調和機、パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清淨装置	エアフィルター（バネル形、折込み形、袋形）、自動巻取形エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器（回転式・静止式）、全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機（多翼形送風機）、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、水中モーターポンプ、立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口、風量ユニット（定風量・変風量）
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製バオルタンク、ステンレス鋼板製バオルタンク（溶接組立形、ボルト組立形） 密閉形隔膜式膨脹タンク（給湯用）
消防装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム ハロゲン化物消火システム
厨房機器	厨房システム
鉄製ふた	マンホールふた、弁構ふた

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取り出しへにより、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕<1>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

6. 施工調査

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

7. 総合試運調整

- (1) 総合試運調整の項目は次によるものとし、試運調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。（監理指針 参考資料 資料2 試運調整法 2.1, 2.2を参考にする。）
 - ・風量調整・水量調整・室内外空気の温湿度の測定・室内気流及びじんあいの測定
 - ・飲料水の水質の測定・雑用水の水質の測定・低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定

2章 共通工事・関連工事

1. 耐震施工

（参考図書：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- (1) 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- ・設計用水平地震力
機器の重量（KN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
- ・設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- ・設計の分類、地域係数
・施設の分類（・特定の施設・一般の施設）・地域係数（・1.0・0.9）
- ・重要機器
・給水機器（）・排水機器（）・換気機器・空調機器（室外機）・熱源機器
・防災設備・監視制御装置・危険物貯蔵装置・火を使用する設備・

設置場所	機器種別	特定の施設		一般的施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0		

4章 電気工事

6. 配管工事

(1) 配管材料については、次表による。

用 途	名 称	番 号	備 考
冷媒	○ 冷媒用断熱材被覆銅管	JCDA 0009	ポリエチレン保温材 (難燃性)
空調用排水 (屋外)	○ 硬質ポリ塩化ビニル管 (カラーパイプ)	JIS K 6741	VP(30φ以下はJIS K 6742 を使用してもよい)
	排水用硬質塩化ビニルライニング銅管	WSP 042	DVLP
	耐火二層管 (内管VP)		
ガス	○ 結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管		
消火	○ 硬質塩化ビニル外面被覆銅管		
	○ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP

(注) 表中の○印のある配管材料を本工事に適用する。

(2) 冷媒管に使用する断熱材被覆銅管の断熱厚さは、液管は10mm以上、ガス管を20mm以上とする。

(3) 弁類で、ステンレス鋼管に取り付けるものは、呼び径50以下は青銅製、呼び径65以上はステンレス製とする。

(4) 配管の吊り及び支持は、「標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3」

(5) 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。

(6) 地中配管は次による。(標仕<2>2.7.1、監理指針<2>2.7.1、標準図【機材2】)

・排水管 標仕の当該箇所に従い根切り直には再生クラッシャーランを造り方にならう敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。

・排水管以外 管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示 (表示テープ及び埋設標) を行う。

(7) 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠れい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕<2>2.9.1)

7. 保温・塗装工事

(1) 保温工事

・空調対象室部分 (天井内を含む) に設置する全熱交換器の外気取入用ダクト及び排気用ダクトの保温は25mm厚とする。
・冷媒管の保温外装は次による。

屋内露出 ○ 合成樹脂製カバー (A1・(口)・I) 保温化粧ケース (・耐候性樹脂製 ・・)

屋外露出 ○ 溶融アルミニウム亜鉛鉄板 (E3・(口)・VI) 保温化粧ケース (・ステンレス鋼板製・高耐食性溶融亜鉛めっき鋼板製 ・・耐候性樹脂製 ・・)

・空気調和機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標仕<2>3.1.5の排水管の項による。

(2) 塗装工事

・次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。
(○ ダクトスペース、パイプシャフト内 ○ 機械室内)

・次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(○ 一般居室、廊下等 ・・)

・屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。

・硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。

8. その他共通事項

(1) 支持金物等

・屋外及びピット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。

(2) 用途等の表示

・機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕<1>1.7.4)
なお、屋外及び水気のある場所 (弁箱内等を含む) での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。

(3) 制御配線、計装配線等

・使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3章 空調和設備・換気設備

1. 設計用温湿度条件

	外気条件		室内 (調整目標値)	
	温度 (DB)	湿度 (WB)	温度 (DB)	湿度 (WB)
夏季	9:00	31.3°C	69.1%	
	12:00	33.9°C	59.3%	
	14:00	34.5°C	56.8%	28.0°C
	16:00	34.1°C	57.7%	- %
冬季		1.7°C	62.1%	19.0°C
				- %

2. 配管勾配

ドレン管の横走り管の勾配は、原則として1/100とする。

3. 弁類

(1) 図面に記載なき弁類は、JIS-5Kとする。

4. パッケージ形空気調和機 (マルチ形、ルームエアコン、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機を含む)

- (1) 冷媒管口径、電気配線サイズは製造者の標準仕様とする。
- (2) 屋内機、屋外機間の電気配線 (アース共) は冷媒管と共に巻きとする。
- (3) 冷媒はオゾン層破壊係数ゼロのものとする。
- (4) 補助電気ヒーター又は加湿器を組込む場合は、送風機とインターロックする。
- (5) 屋外機の防振措置は、図示による。

1. 共通事項

- (1) 配管工事
 - ・最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
 - ・長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4)
 - ・屋外の金属製防水形ブルボックスは、(・ステンレス製 ○ 鋼板製) とし、(・メラミン焼付塗装 ○ 溶融亜鉛めっき・無塗装) とする。
- (2) 配線工事
 - ・高圧ケーブルの種類 (EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル) は、JCS 4395 「6,600V架橋ポリエチレンケーブル (3層押出型)」によるものとする。
- (3) 塗装工事
 - ・次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(・一般居室、廊下等 ・・)
 - ・屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
- (4) 配線器具
 - ・図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、(○ 新金属製 ・・樹脂製) とする。
 - ・支持金物等
 - ・屋外及びピット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
- (5) 用途別表示
 - ・盤内、幹線ブルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取り付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕<2>2.2.10、<2>2.12.5)
 - ・なお、屋外において直接外気に触れる場所 (盤内、ブルボックス内を除く。) 及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - ・カバーブレート及びブルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- (6) その他
 - ・分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 - ・分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数 (スペースを含む) に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 - ・改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
 - ・自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

2. 機器取付高さ

次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測 点	取付高 (mm)	備 考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
コンセント (一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
〃 (台上)	台上～中心	150	
〃 (土間)	床上～中心	800～1,300	
〃 (車椅子用)	床上～中心	900	
プラケット (一般)	床上～中心	2,100～2,300	
〃 (踊場)	床上～中心	2,000～2,600	
〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	

3. 配線図記号

- (1) EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- (2) 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
 - (G16) (G22) ... 厚鋼電線管 (JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの) を示す。
 - (16) (22) ... PF管 (単層管) (JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの) を示す。
 - (19) (25) ... ねじなし電線管 (JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの) を示す。
- (3) EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

1. 設計用温湿度条件

	外気条件		室内 (調整目標値)	
	温度 (DB)	湿度 (WB)	温度 (DB)	湿度 (WB)
夏季	9:00	31.3°C	69.1%	
	12:00	33.9°C	59.3%	
	14:00	34.5°C	56.8%	28.0°C
	16:00	34.1°C	57.7%	- %
冬季		1.7°C	62.1%	19.0°C
				- %

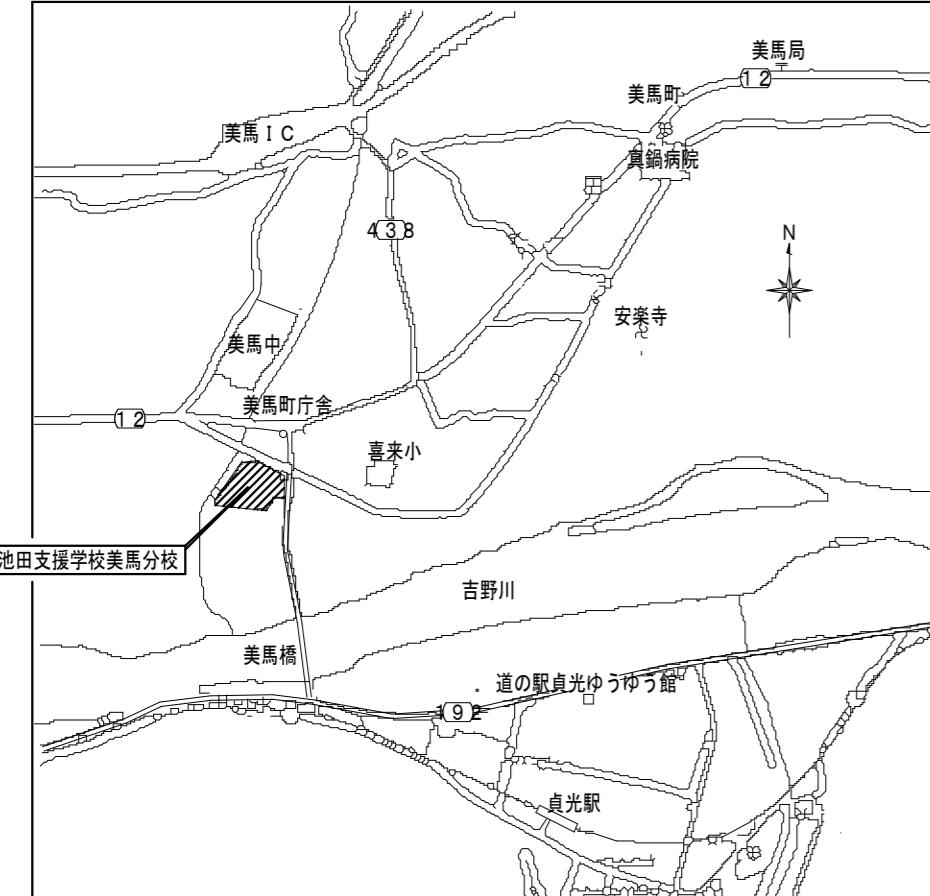
2. 配管勾配

ドレン管の横走り管の勾配は、原則として1/100とする。

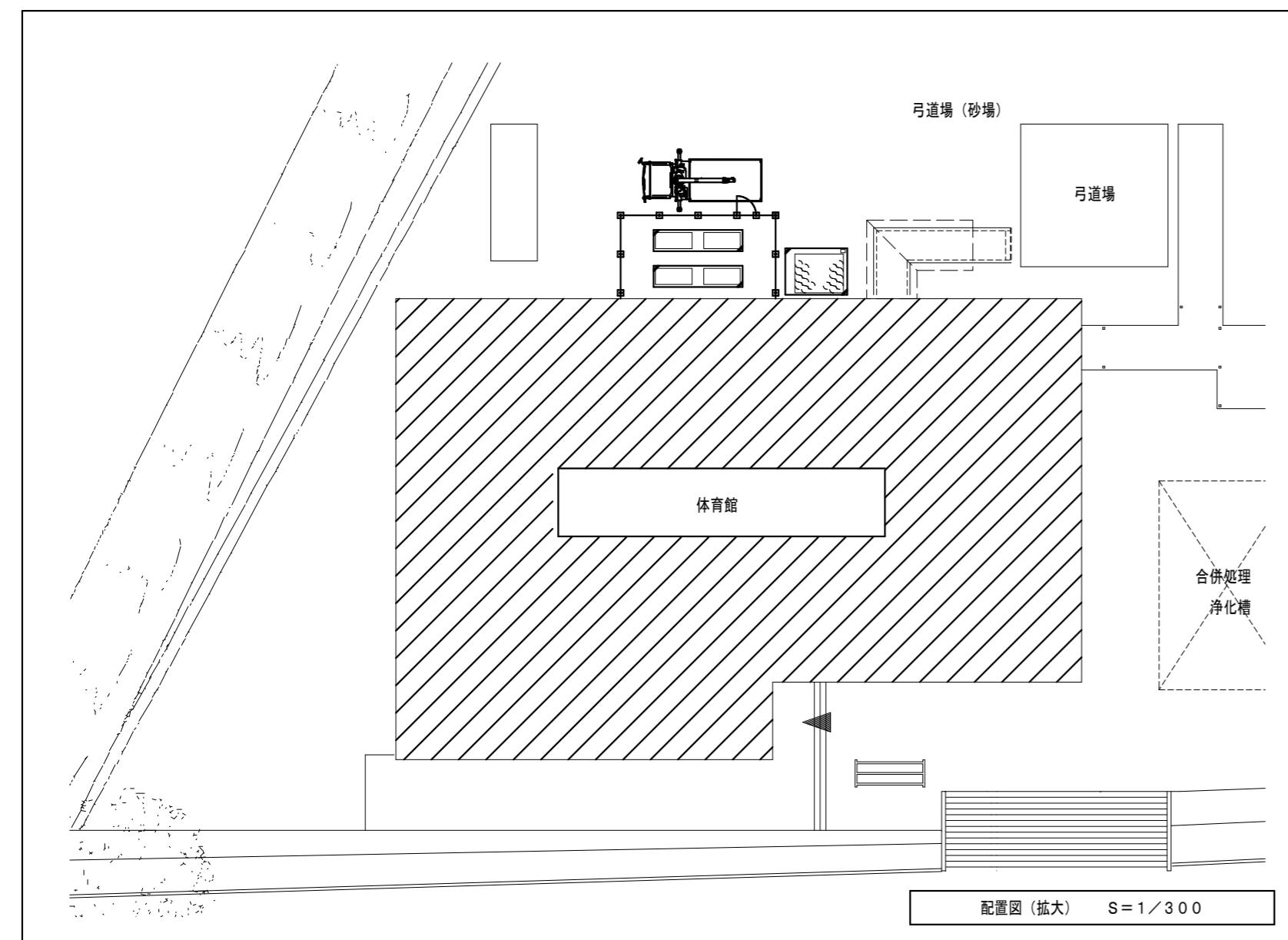
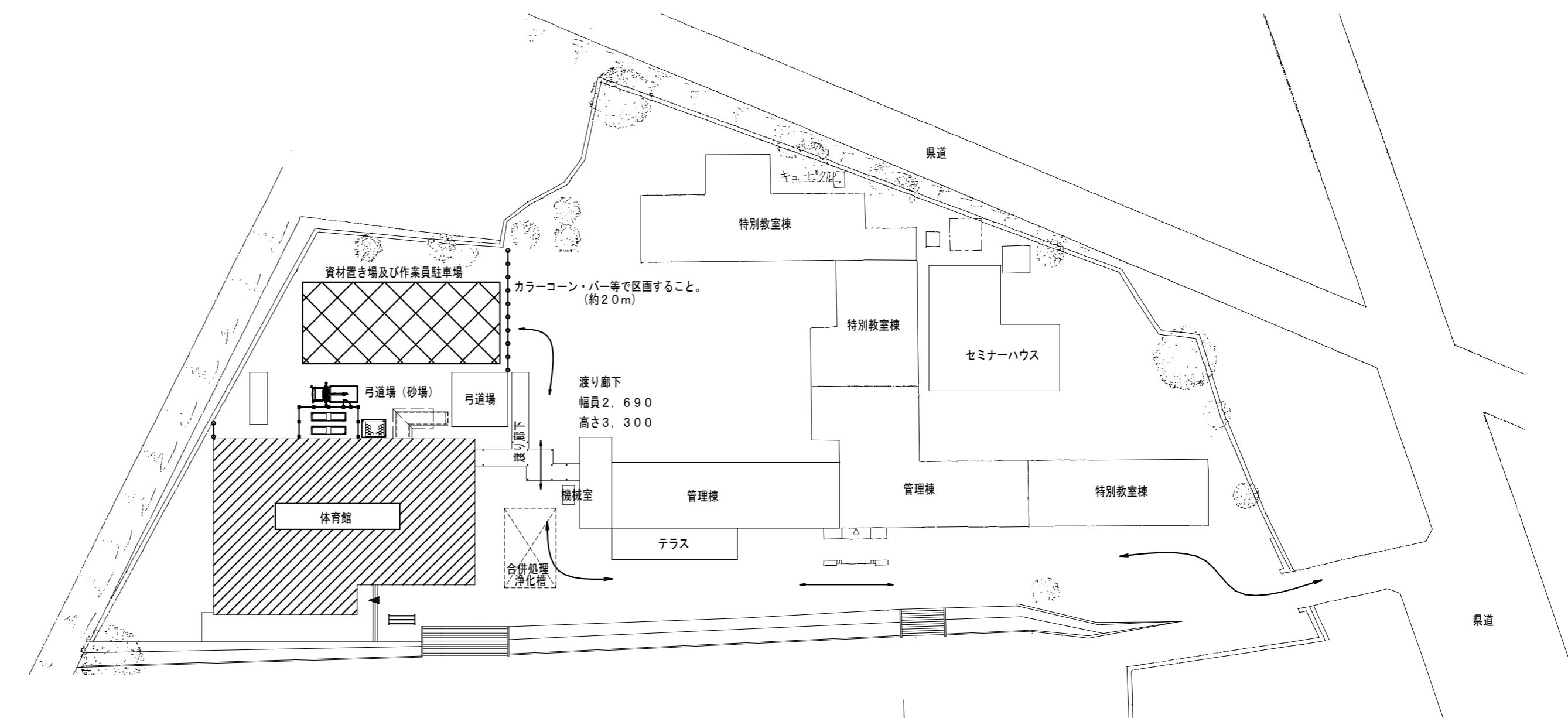
3. 弁類

(1) 図面に記載なき弁類は、JIS-5Kとする。

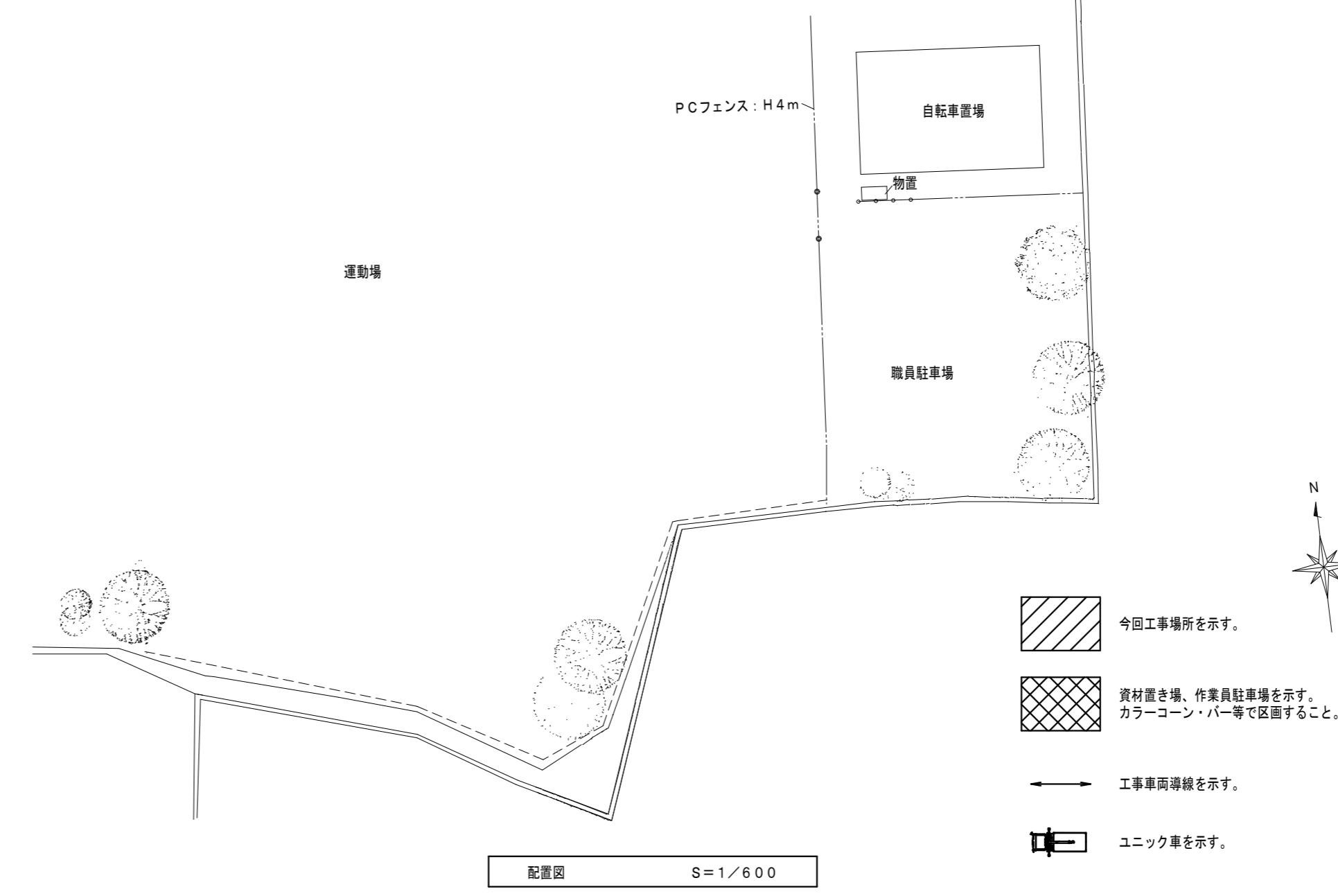
徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R 6 池田



付近見取図 S=NON



配置図 (拡大) S=1/300



配置図 S=1/600

徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R 6 池田支援学校美馬分校 体育館空調設備新設工事	●図面番号 C-01	株式会社 協和設備コンサルタント
	●図面名 付近見取図・配置図	●縮尺 1/600	建設設備士登録番号 第61F1-0325Y 坂東芳弘 〒770-0854 TEL:088-624-3477 (代) 徳島市徳島本町2丁目40番地 FAX:088-624-3488

空調設備機器表

機器番号	機器名称	仕様	消費電力		台数	設置場所	備考
			Φ-V	kW			
GHP-1	ガスヒートポンプエアコン	型式：室外機（自立ユニット内蔵型、自立運転切替スイッチ付属）	3-200	1	1	体育館北面外部	室外機用基礎
	室内機	冷房能力：56.0 kW (冷房) 1.26					
	(停電対応型)	暖房能力：63.0 kW (暖房) 0.568					
		ガス消費量（LPGガス）：(冷房) 41.9 kW (自立運転時) 43.5 kW (暖房) 39.7 kW (自立運転時) 40.4 kW					
		送風機：0.75 kW × 2					
		付属品：防振ゴム（15mm）、標準付属品一式					
GHP-1-1	ガスヒートポンプエアコン	型式：天吊形（CR）	1-200	0.16	4	体育室	リモコンは4台で1個
	室内機	冷房能力：14.0 kW					
		暖房能力：16.0 kW					
		送風機：0.160 kW × 1					
		付属品：防球ガード、ワイヤードリモコン、分歧管、その他標準付属品一式					
GHP-2	ガスヒートポンプエアコン	型式：室外機（自立ユニット内蔵型、自立運転切替スイッチ付属）	3-200	1	1	体育館北面外部	室外機用基礎
	室内機	冷房能力：56.0 kW (冷房) 1.26					
	(停電対応型)	暖房能力：63.0 kW (暖房) 0.568					
		ガス消費量（LPGガス）：(冷房) 41.9 kW (自立運転時) 43.5 kW (暖房) 39.7 kW (自立運転時) 40.4 kW					
		送風機：0.75 kW × 2					
		付属品：防振ゴム（15mm）、標準付属品一式					
GHP-2-1	ガスヒートポンプエアコン	型式：天吊形（CR）	1-200	0.16	4	体育室	リモコンは4台で1個
	室内機	冷房能力：14.0 kW					
		暖房能力：16.0 kW					
		送風機：0.160 kW × 1					
		付属品：防球ガード、ワイヤードリモコン、分歧管、その他標準付属品一式					
GHP-3	ガスヒートポンプエアコン	型式：室外機（自立ユニット内蔵型、自立運転切替スイッチ付属）	3-200	1	1	体育館北面外部	室外機用基礎
	室内機	冷房能力：56.0 kW (冷房) 1.26					
	(停電対応型)	暖房能力：63.0 kW (暖房) 0.568					
		ガス消費量（LPGガス）：(冷房) 41.9 kW (自立運転時) 43.5 kW (暖房) 39.7 kW (自立運転時) 40.4 kW					
		送風機：0.75 kW × 2					
		付属品：防振ゴム（15mm）、標準付属品一式					
GHP-3-1	ガスヒートポンプエアコン	型式：天吊形（CR）	1-200	0.19	3	体育室	リモコンは3台で1個
	室内機	冷房能力：16.0 kW					
		暖房能力：18.0 kW					
		送風機：0.160 kW × 1					
		付属品：防球ガード、ワイヤードリモコン、分歧管、その他標準付属品一式					
GHP-4	ガスヒートポンプエアコン	型式：室外機（自立ユニット内蔵型、自立運転切替スイッチ付属）	3-200	1	1	体育館北面外部	室外機用基礎
	室内機	冷房能力：56.0 kW (冷房) 1.26					
	(停電対応型)	暖房能力：63.0 kW (暖房) 0.568					
		ガス消費量（LPGガス）：(冷房) 41.9 kW (自立運転時) 43.5 kW (暖房) 39.7 kW (自立運転時) 40.4 kW					
		送風機：0.75 kW × 2					
		付属品：防振ゴム（15mm）、標準付属品一式					
GHP-4-1	ガスヒートポンプエアコン	型式：天吊形（CR）	1-200	0.19	3	体育室	リモコンは3台で1個
	室内機	冷房能力：16.0 kW					
		暖房能力：18.0 kW					
		送風機：0.160 kW × 1					
		付属品：防球ガード、ワイヤードリモコン、分歧管、その他標準付属品一式					

注記：1. 機器能力は記載値以上の中とする。（JIS-B-8627）

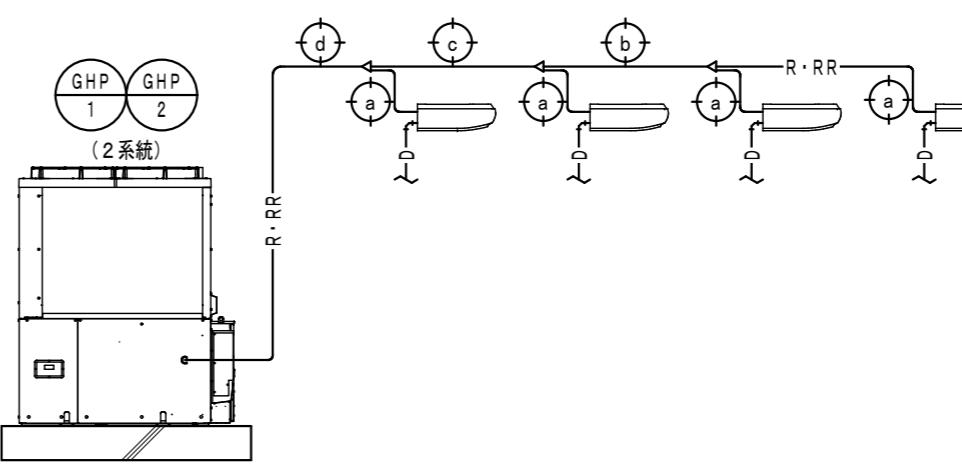
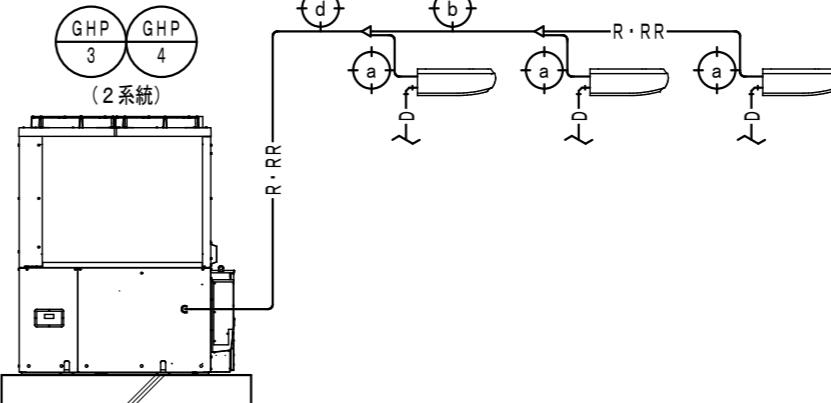
2. 消費電力は参考値とする。
3. 屋外機・屋内機電源送りは電気工事（C-07・08）とする。
4. 屋外機・屋内機間の渡り配線工事（操作線）は本工事（渡り配線は冷媒管に共巻き）とする。
5. 室外機から切替スイッチの配線及び運転切替盤から屋内機への配線は本工事とする。
6. 冷媒用分歧キットはメーカー標準品を使用する。
7. 冷媒管の屋外露出配管は溶融アルミニウム亜鉛板とし、屋内露出配管は合成樹脂カバーとする。
8. 新冷媒対応機種（R410A）とする。
9. 屋内機の防球ガードは製造者標準品とする。

特記事項

1. 室内露出の冷媒配管は、全てグラスワールにて成形のうえ合成樹脂カバー仕上とする。

2. 室外露出の冷媒配管は、全てグラスワールにて成形のうえ、溶融アルミニウム亜鉛板仕上とする。

空調配管系統図



冷媒配管サイズ

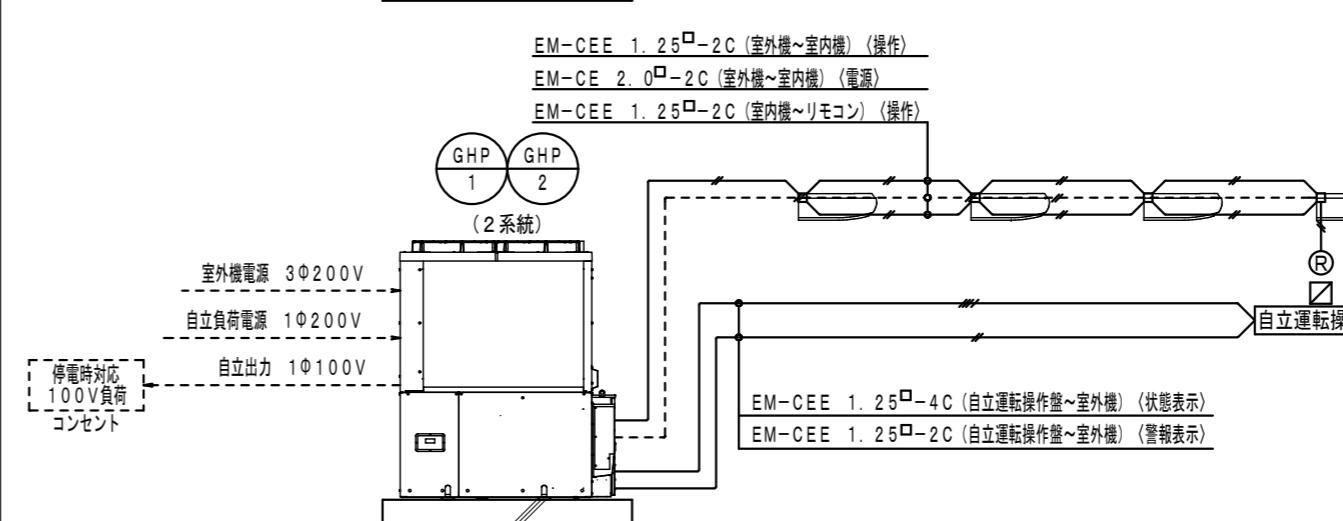
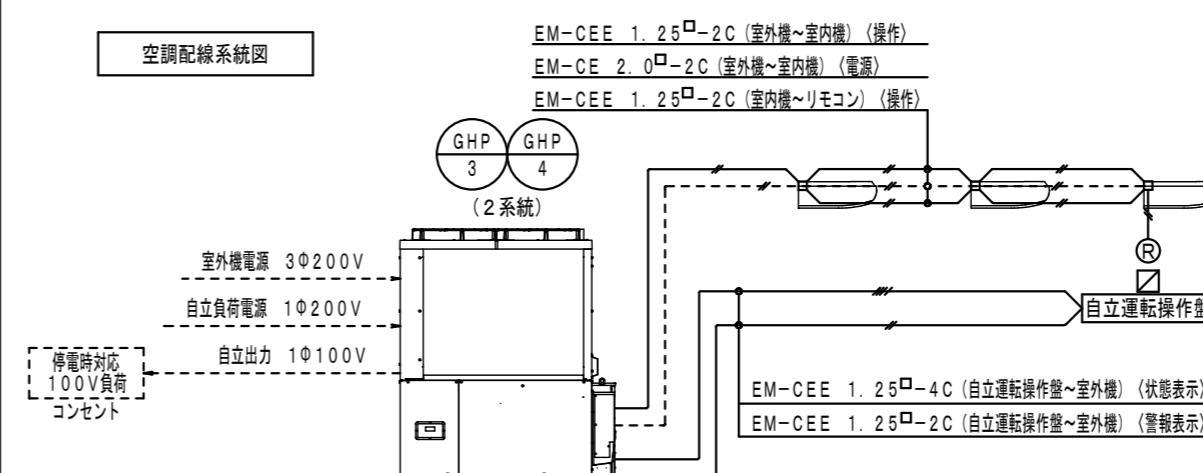
記号	液管	ガス管
a	φ9.5	φ15.9
b	φ9.5	φ22.2
c	φ12.7	φ28.6
d	φ15.9	φ28.6
保温厚	10mm以上	20mm以上

特記事項

1. 室内機、室外機間の渡り配線は冷媒配管共巻のこと。

2. 空調個別リモコン・空調用自立運転操作盤は、図示する位置に取り付けること。（詳細取付位置は監査員との協議による。）

空調配線系統図



記号	規格・仕様
Ⓐ	空調用個別リモコン（各系統で1ヶとする。）
Ⓑ	自立運転操作盤（各系統で1ヶとする。）
---	空調設置工事
- - -	電気設備工事

●工事名 R6池田支援学校美馬分校 体育館空調設備新設工事

●図面番号 C-02

株式会社 協和設備コンサルタント

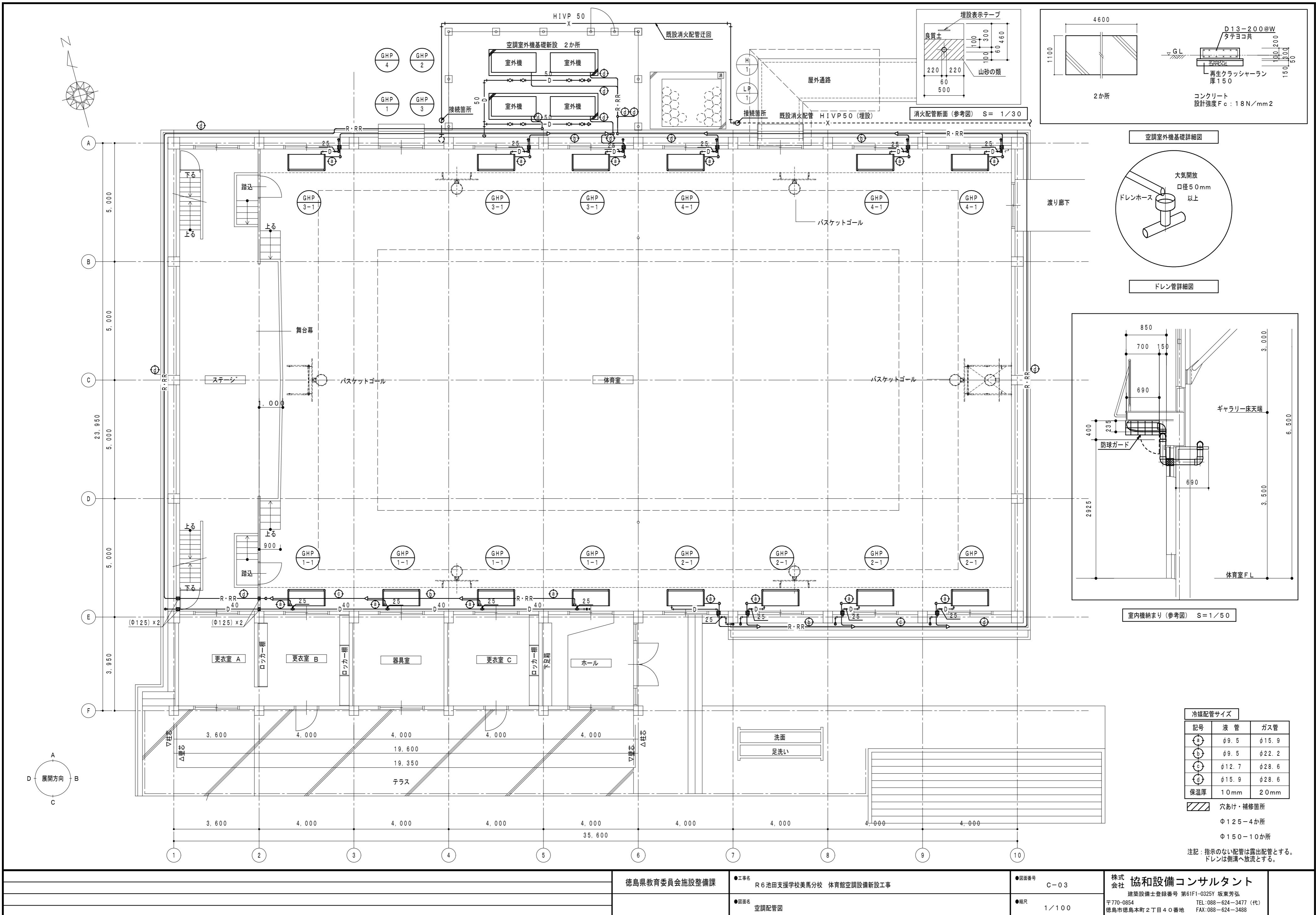
建築設備士登録番号 第61F1-0325Y 坂東芳弘

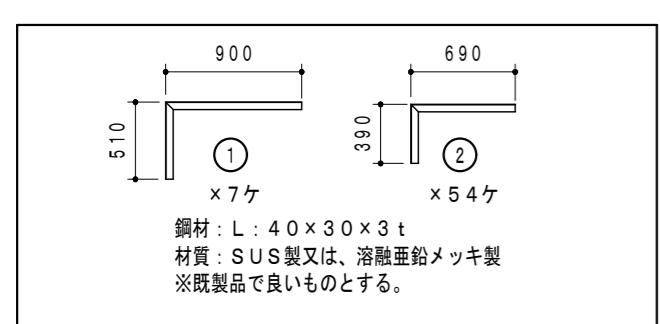
〒770-0854 TEL:088-624-3477 (代)

徳島市徳島本町2丁目4番地 FAX:088-624-3488

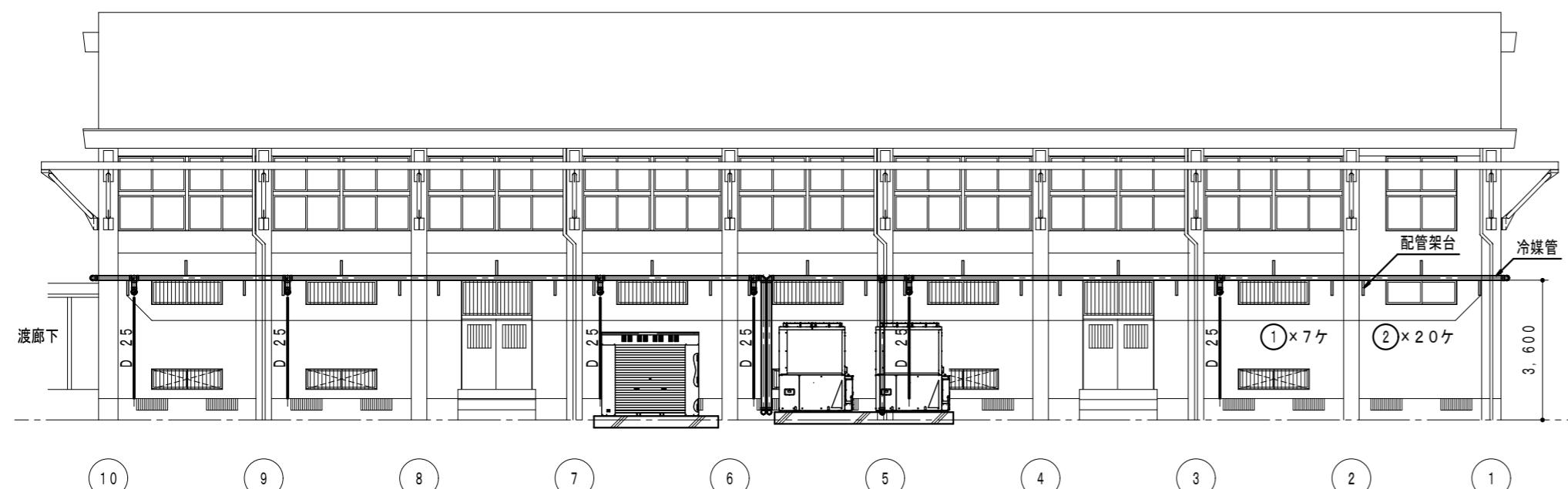
●図面名 空調設備機器表・空調系統図

●縮尺 N.O.N.

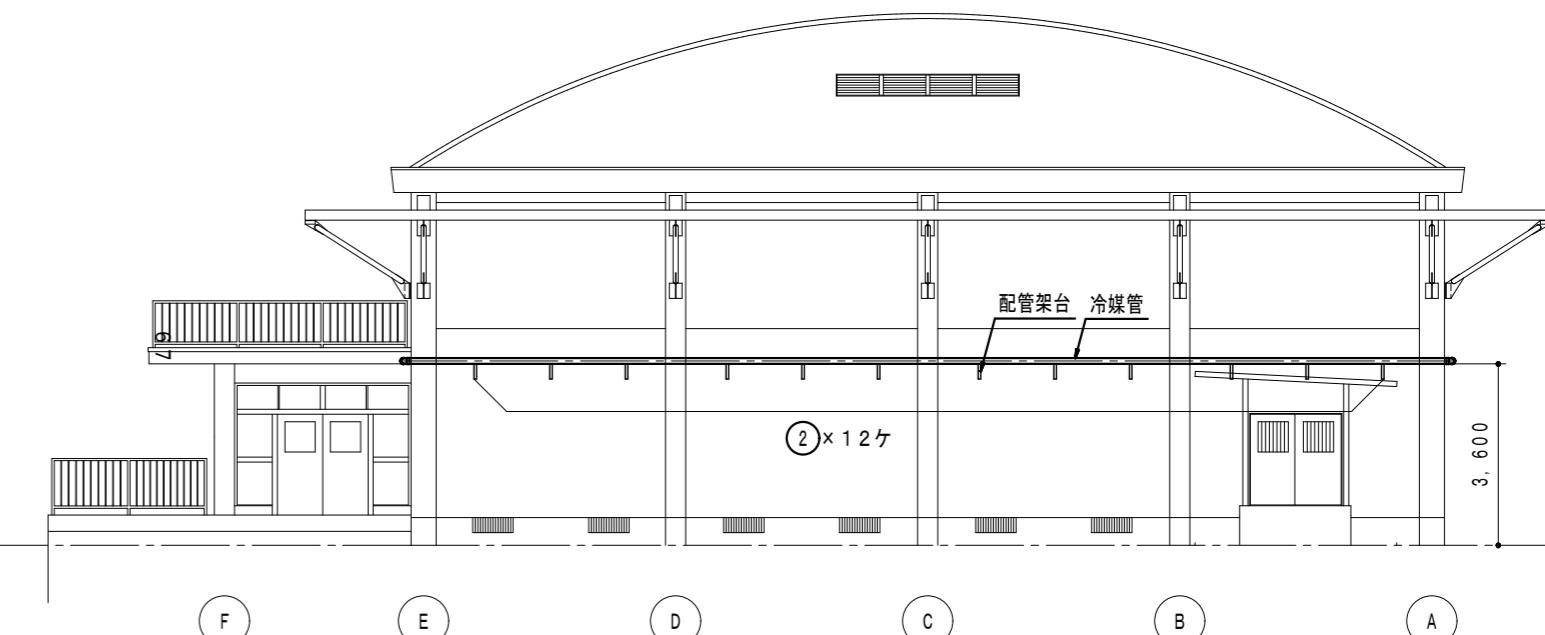




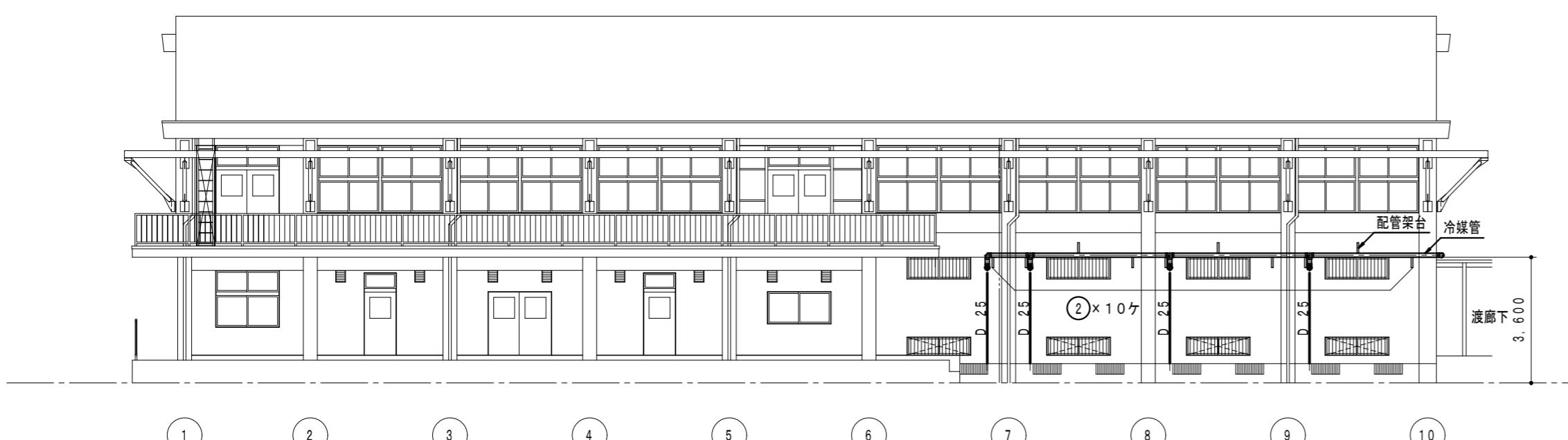
配管架台詳細（参考図）



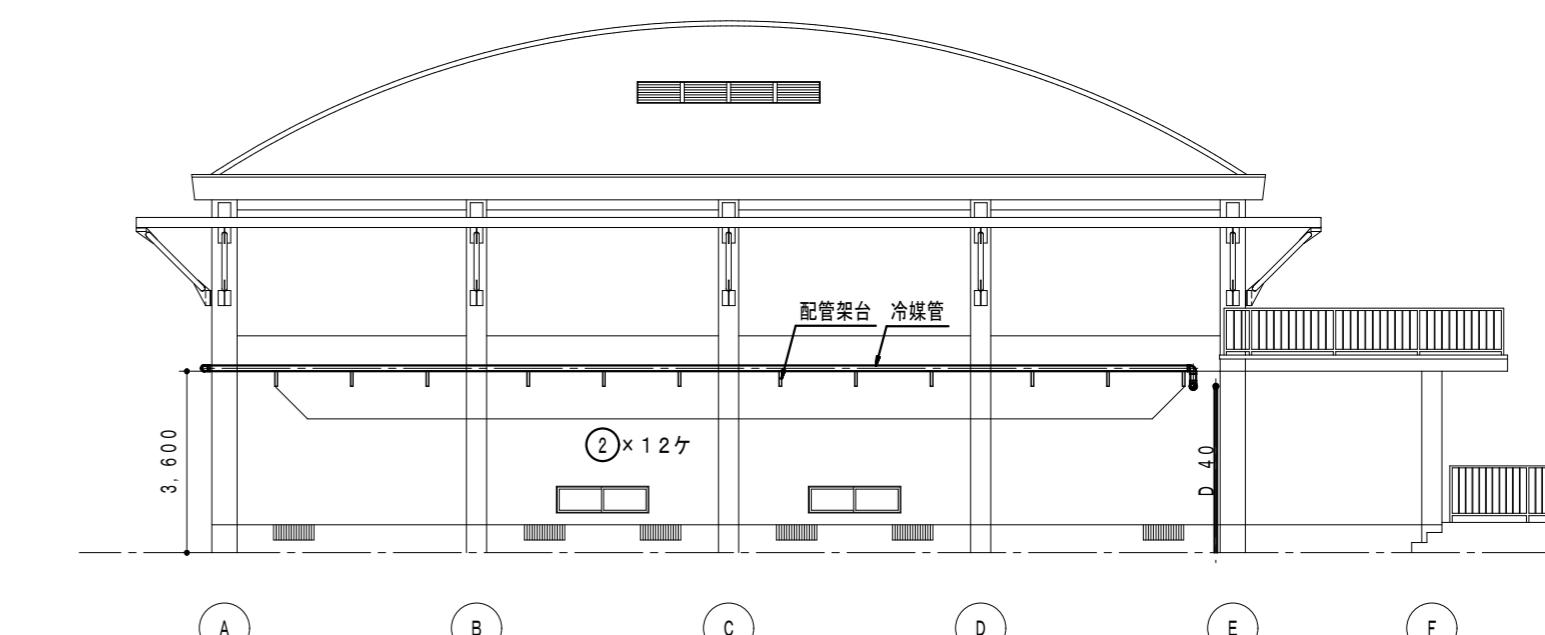
北立面図



東立面図

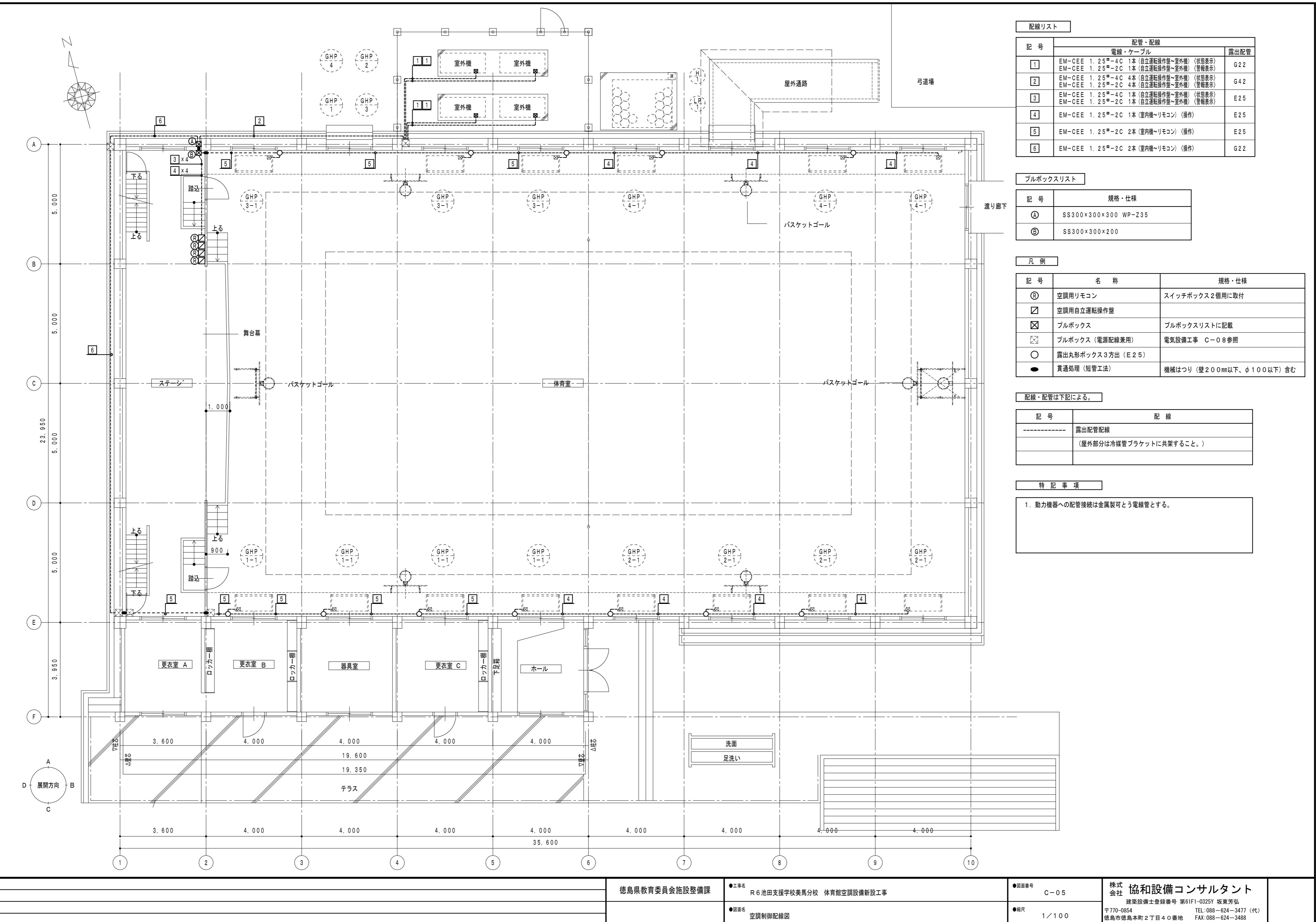


南立面図



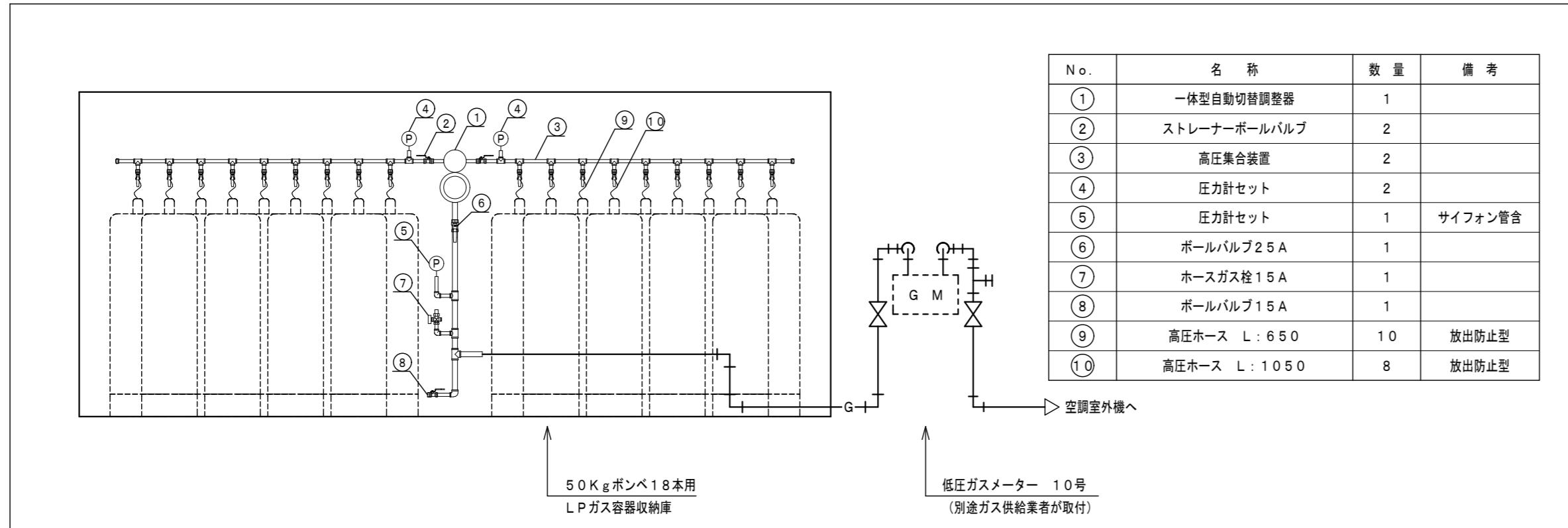
西立面図

●工事名 R 6 池田支援学校美馬分校 体育館空調設備新設工事	●図面番号 C-04	株式会社 協和設備コンサルタント
●図面名 立面図	●縮尺 1/150	建築設備士登録番号 第61F1-0325Y 坂東芳弘 〒770-0854 TEL:088-624-3477 (代) 徳島市徳島本町2丁目4番地 FAX:088-624-3488

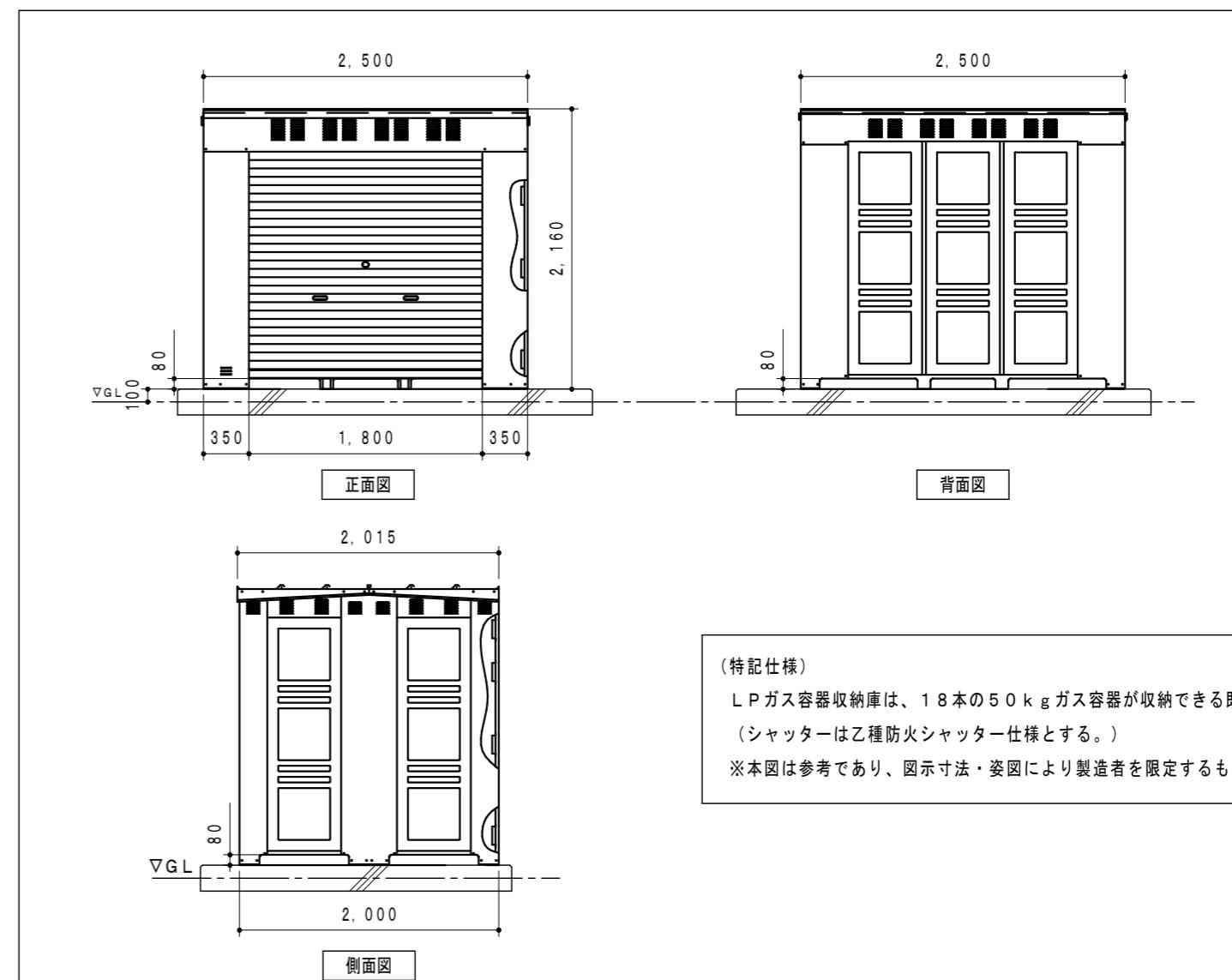


機器表

記号	名称	仕様	基礎	数	設置場所
L P 1	L P ガス容器収納庫	寸法約2,500×2,000×2,100H LPG (50kg) ボンベ 18本設置用 揭示板含む (ボンベ本体は本工事に含まない) 上下2か所 転倒防止措置を設けること。 ※試運転調整用のガスは工事側で見込むこと。	3,200×2,400×200H D13ピッチ200Wタテヨコ共	1組	屋外
H 1	消火器	A BC粉末消火器、10型 蓄圧式 SUS製収容ボックス共	—	1組	屋外



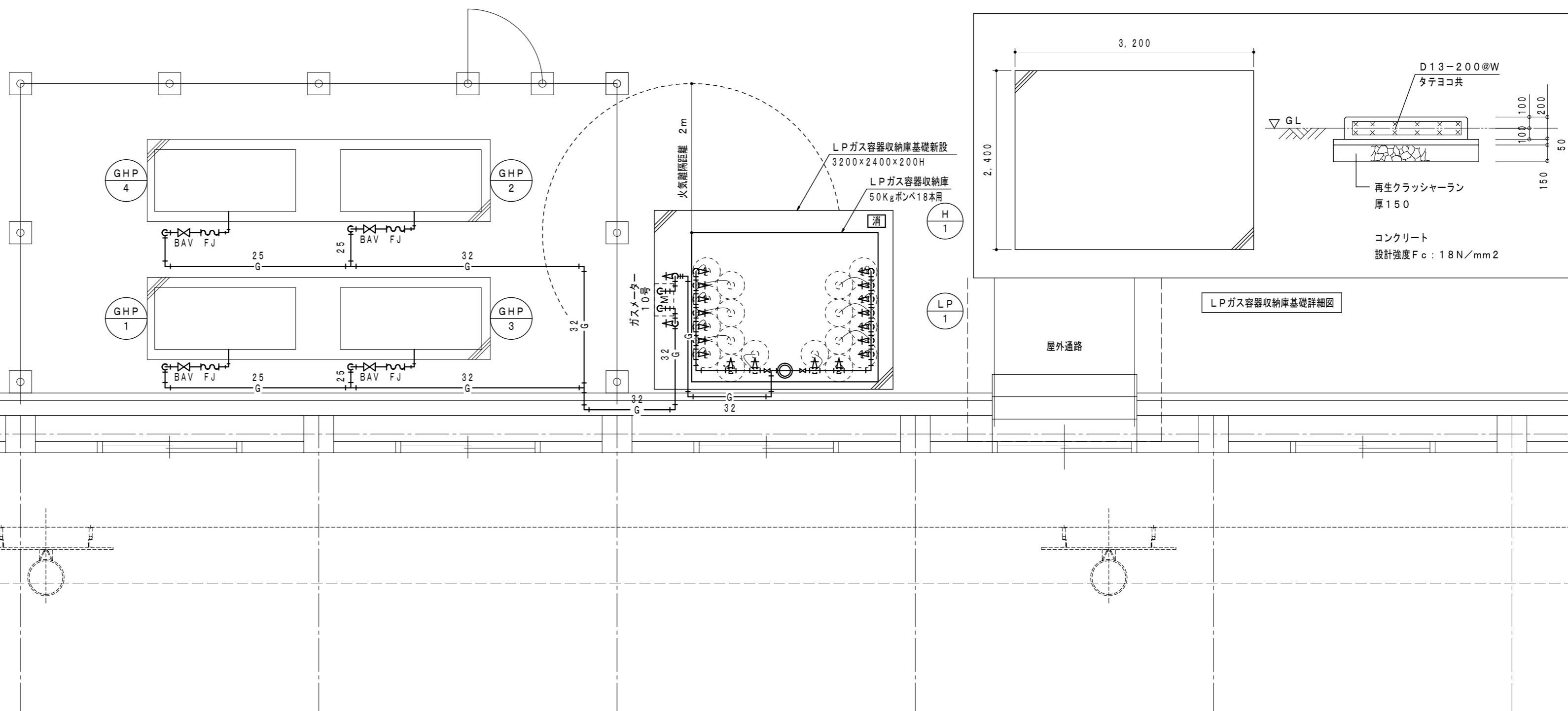
L P ガス容器収納庫内配管要領図(参考)



L P ガス容器収納庫(参考図)

L P ガス配管接続		数
ガス用ボールバルブ(BAV)	20A	4組
ガス用フレキシブルチューブ(FJ)		

（注記）
ガス配管は露出配管とする。



株式会社 協和設備コンサルタント
建設設備士登録番号 第61F1-0325Y 坂東芳弘
〒770-0854 TEL:088-624-3477 (代)
徳島市徳島本町2丁目40番地 FAX:088-624-3488

徳島県教育委員会施設整備課

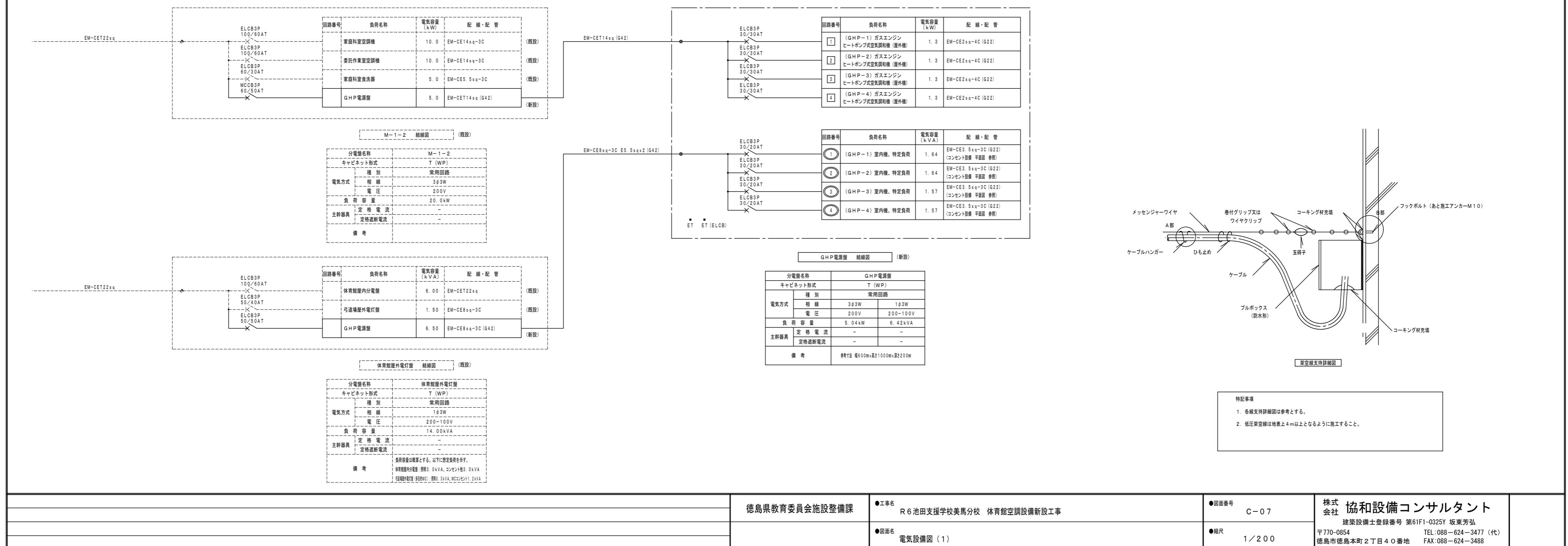
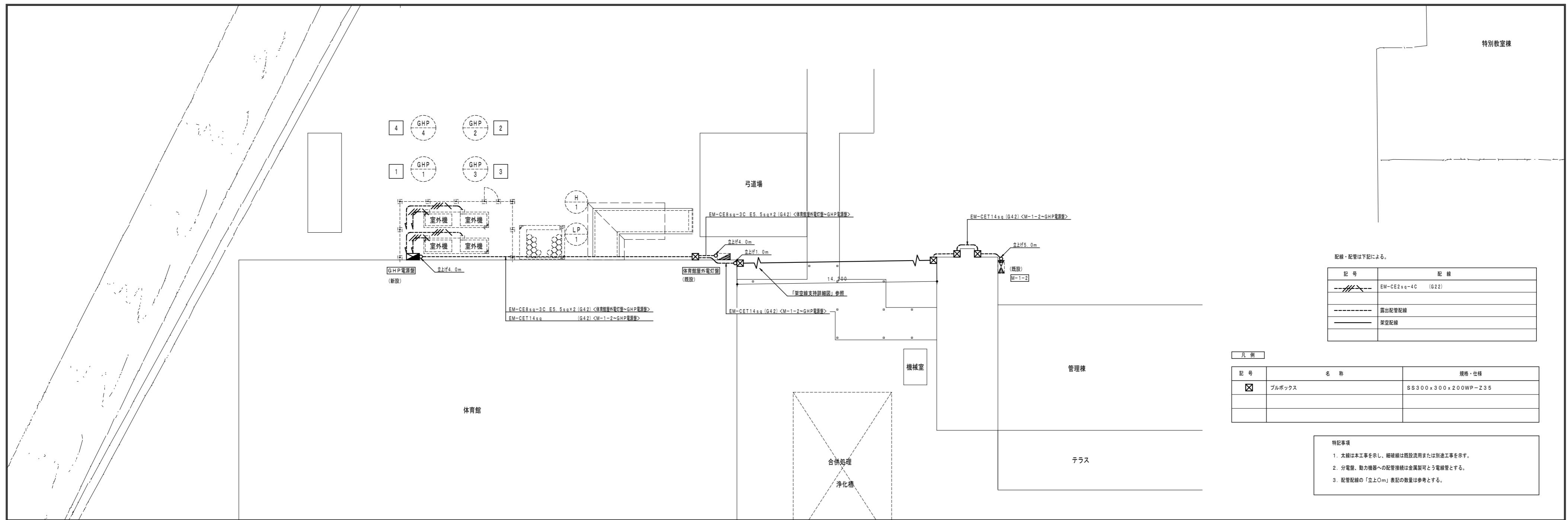
●工事名 R 6池田支援学校美馬分校 体育館空調設備新設工事

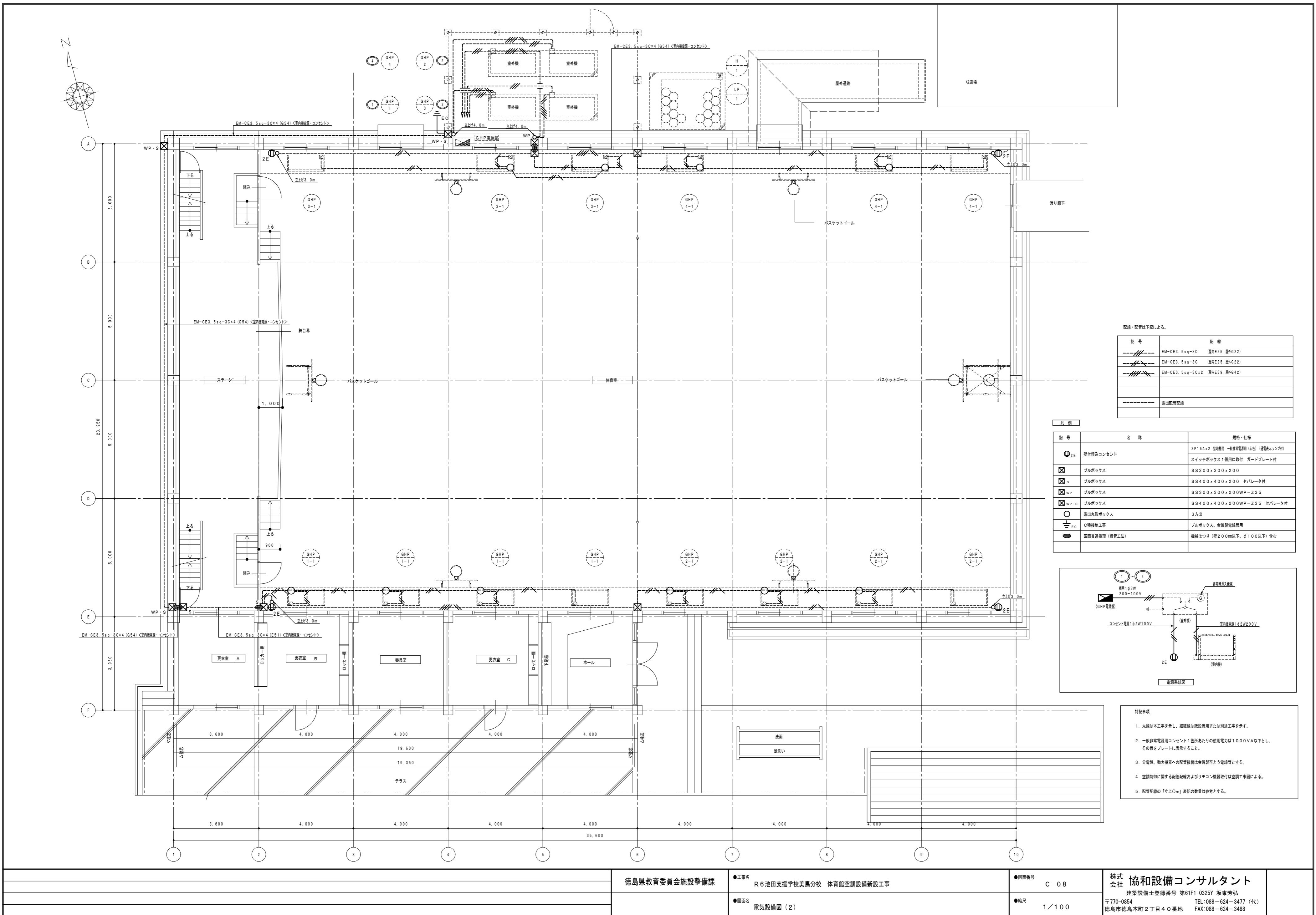
●図面番号 C-06

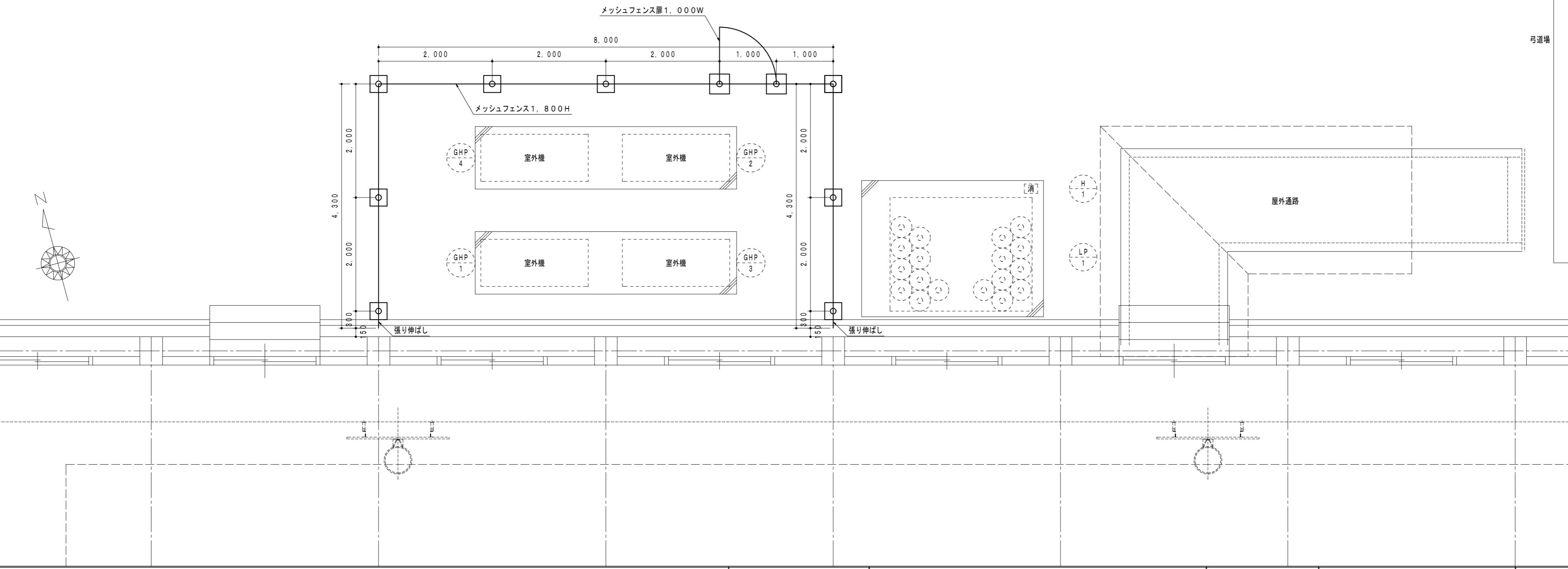
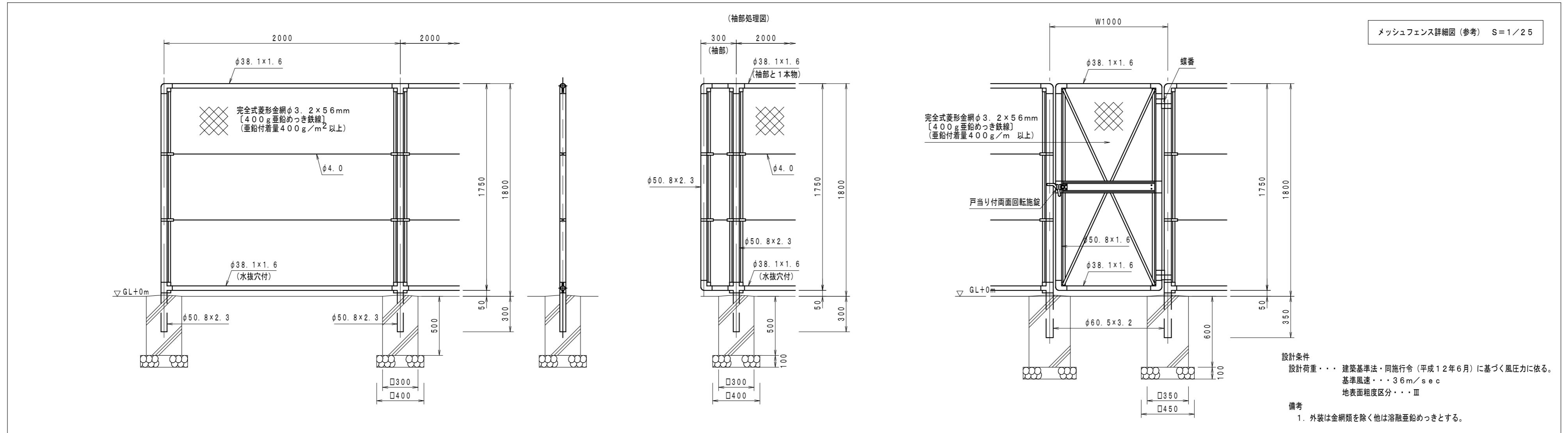
●縮尺 1/50

●図面名 ガス配管図

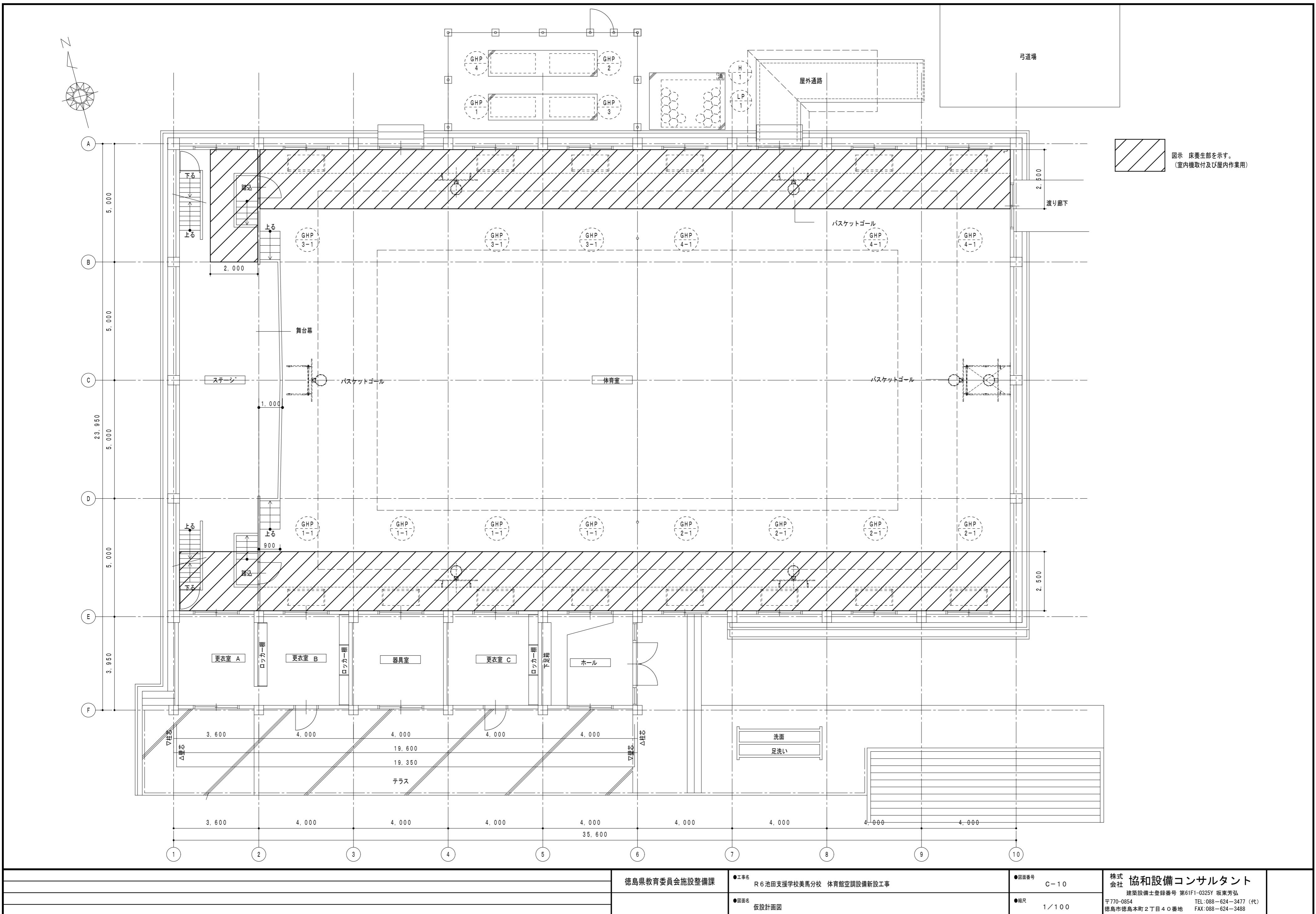
●図面名 ガス配管図

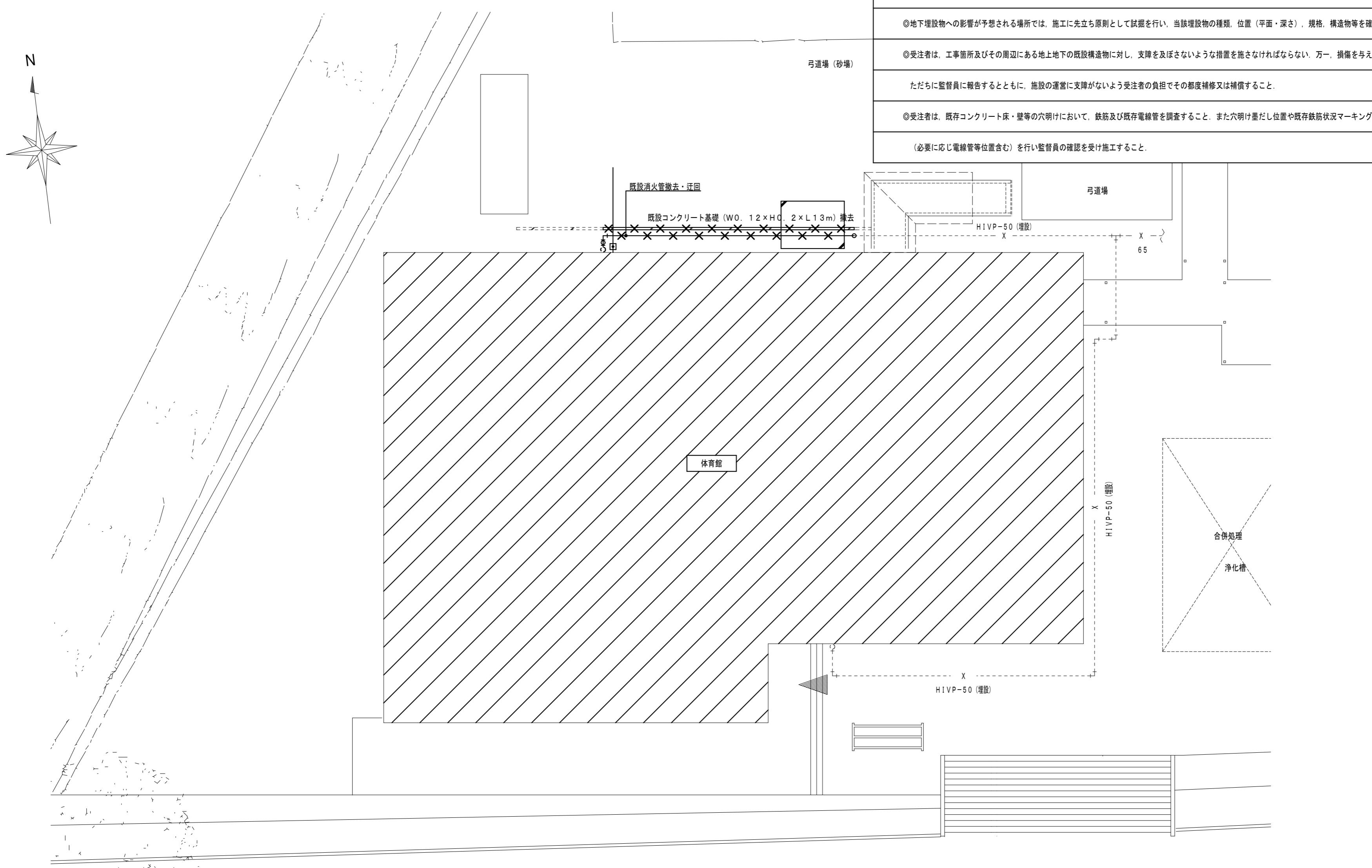






徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R 6 池田支援学校美馬分校 体育館空調設備新設工事	●図面番号 C-09	株式会社 協和設備コンサルタント
	●図面名 フェンス詳細図(参考図)	●縮尺 1/50	建築設備士登録番号 第61F1-0325Y 坂東芳弘 〒770-0854 TEL:088-624-3477 (代) 徳島市徳島本町2丁目40番地 FAX:088-624-3488





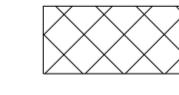
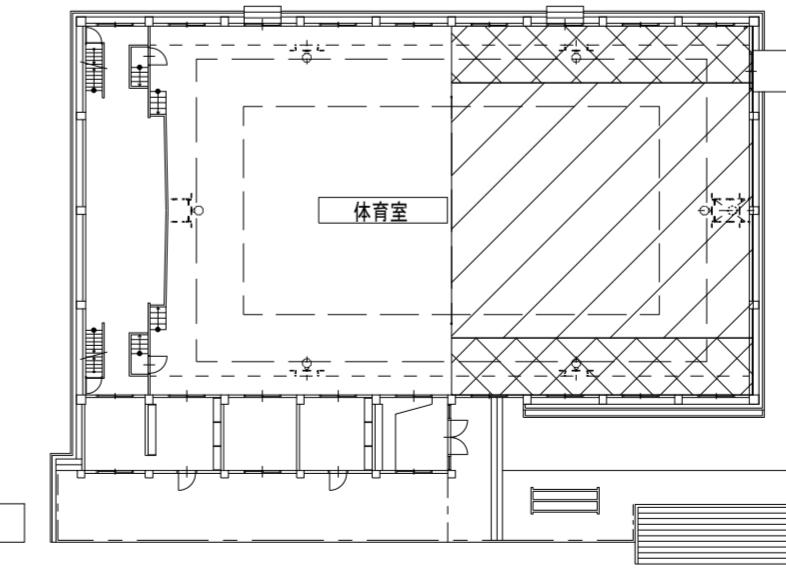
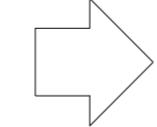
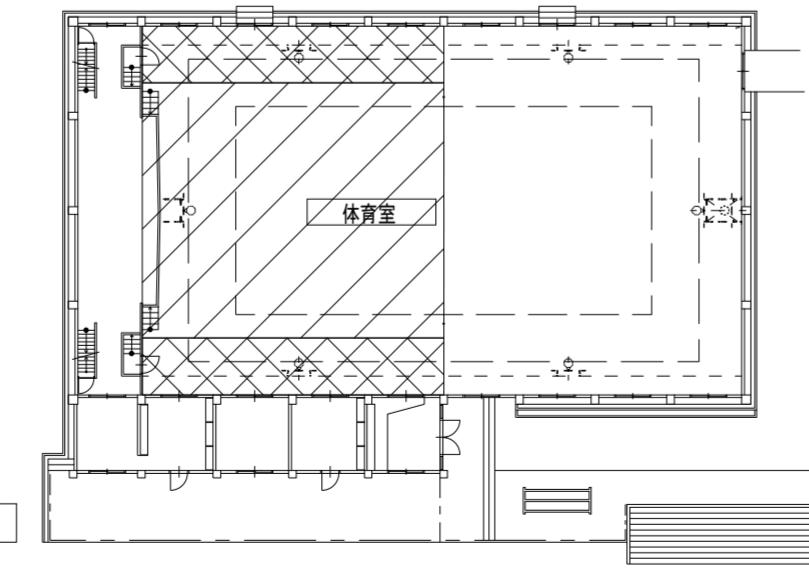
特記事項

本図に示す実線部分の既設構造物等の撤去・迂回は次による。
・既設コンクリート基礎：撤去
・既設消火管（埋設）：撤去・迂回（C-03）図参照

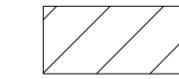
徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R 6 池田支援学校美馬分校 体育館空調設備新設工事	●図面番号 C-11	株式会社 協和設備コンサルタント
	●図面名 支障物件確認図	●縮尺 1 / 150	建築設備士登録番号 第61F1-0325Y 坂東芳弘 〒770-0854 TEL:088-624-3477 (代) 徳島市徳島本町2丁目40番地 FAX:088-624-3488

工事工程表（参考）																				
工種	項目	経過月	1か月目	30	2か月目	60	3か月目	90	4か月目	120	5か月目	150	6か月目	180	7か月目	210	8か月目	240	9か月目	270
共通	契約・現地調査	契約 現地調査																		
	施工計画書・施工図作成	施工計画書 施工図																		
別途発注工事	資材承認図・資材発注	資材承認期間																		
	体育室	資材製作期間																		
	建具 ガラス遮熱フィルム貼り	フィルム貼り																		
	検査	手直し 検査																		

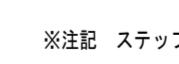
工事工程表（参考）																				
工種	項目	経過月	1か月目	30	2か月目	60	3か月目	90	4か月目	120	5か月目	150	6か月目	180	7か月目	210	8か月目	240	9か月目	270
共通	契約・現地調査	契約 現地調査																		
	施工計画書・施工図作成	施工計画書 施工図																		
別途発注工事	機材承認図・機器発注	機材承認期間																		
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	機材製作期間																		
	冷媒・ドレン配管	外壁通り配管																		
	試運転調整・検査	室内機 搬入・据付 室外機基礎工事 室外機搬入・据付																		
	LPGガス容器収納庫	機材承認期間 収納庫基礎工事																		
	LPGガス配管	機材製作期間 収納庫搬入・据付																		
本工事	機材承認図・機器発注	機材承認期間 外壁通り配管線・盤据付																		
	配管・配線工事	機材製作期間 屋内配管配線 室外機通り配管線																		
	フェンス工事	機材承認期間 既設構造物撤去 既設構造物撤去・迂回配管																		
	既設構造物撤去	機材製作期間 既設構造物撤去																		
	既設消火配管迂回	既設配管撤去・迂回配管																		
	体育室使用制限期間	STEP 1 (体育室西面) STEP 2 (体育室東面)																		



図示、施工箇所を示す。



図示、立入禁止箇所を示す。



※記述 ステップ図は概要を示したものであり、必要な工事をすべてを明示していない。
工事の順番については施設管理者と協議の上、決定すること。

徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R6池田支援学校美馬分校 体育館空調設備新設工事	●図面番号 C-12	株式会社 協和設備コンサルタント
	●図面名 工事工程表（参考）	●縮尺 NON	建築設備士登録番号 第61F1-0325Y 坂東芳弘 〒770-0854 TEL:088-624-3477 (代) 徳島市徳島本町2丁目40番地 FAX:088-624-3488